

## 健康増進法の一部を改正する法律及び東京都受動喫煙防止条例 全面施行に向けての取組の方向性について

### 1 経緯

健康増進法の一部を改正する法律及び東京都受動喫煙防止条例（以下「改正法」及び「都条例」という。）が令和 2 年 4 月から全面施行される。

改正法における義務違反等に対する指導及び助言等は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）が行うこととされている。

都条例に基づく知事の権限については、令和元年第 3 回東京都議会定例会で事務処理特例条例が可決され、準備事務（喫煙可能室設置届出書の受理）が区に委譲されたところである。また、都条例における義務違反等に対する指導・助言等の権限委譲については、令和 2 年第 1 回東京都議会定例会に事務処理特例条例案が提出される予定である。

### 2 改正法及び都条例の概要（別紙 1 参照）

#### （1）改正法における基本的な考え方

改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等を定めている。その基本的な考え方は以下のとおりである。

#### ア 「望まない受動喫煙」をなくす。

屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれな  
いようにすることを基本に、望まない受動喫煙をなくす。

#### イ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する。

20 歳未満の者、患者等が主に利用する施設である、学校、病院等、また行政機関については、受動喫煙対策を一層徹底する。

#### ウ 施設の類型・場所ごとに対策を実施する。

施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講じる。その際、既存小規模飲食店の事業継続に配慮し、経過措置（喫煙か禁煙を選べる）を設ける。

#### （2）都条例の制定目的（改正法の上乗せ）

都条例においても管理権原者等に課せられる義務に関する考え方は改正法と同じだが、「人」に着目し、特に健康影響を受けやすい 20 歳未満の者や、受動喫煙を防ぎに

くい立場にある従業員を受動喫煙から守るため、以下の都独自規定を定めている。

- ア 既存小規模飲食店のうち従業員がいるものは、経過措置の対象外とする。
- イ 学校等の敷地内完全禁煙（特定屋外喫煙場所設置不可）の努力義務を課す。
- ウ 飲食店においては利用前に喫煙可能かどうか判別できるよう、禁煙の場合も店頭  
に標識を掲示する。

### 3 区における取組の方向性及び具体的な取組

#### (1) 取組の方向性

改正法及び都条例の趣旨に則り、喫煙する人・喫煙しない人双方が、喫煙や受動喫煙による健康影響について正しい知識と理解を深めるとともに、「望まない受動喫煙」の防止を図ることができるよう取り組んでいく。

#### (2) 具体的な取組

##### ア 正しい知識の普及啓発

現在取り組んでいる啓発等の取組（受動喫煙の健康影響についての普及啓発、未成年者・妊娠中・授乳中の喫煙防止の推進、禁煙支援の推進等）を継続する。

##### イ 望まない受動喫煙を防止するための取組

(ア) 改正法及び都条例の周知啓発

- ・区民や施設の管理権原者等に対し、めぐろ区報、区ホームページ、パンフレット等の配布により広く周知啓発を行う。
- ・目黒区商店街連合会、飲食店関係の業種組合に周知する。

(イ) 標識掲示の徹底

- ・区内の全飲食店に対して、標識掲示の周知文書及びステッカーを送付する。
- ・飲食店の新規開店の許可申請時及び講習会等で制度を周知する。

##### ウ 受動喫煙防止対策相談窓口の設置及び義務違反者等への対応（別紙2参照）

- ・令和2年4月を目途に、受動喫煙防止対策相談窓口（コールセンター）を委託により設置し、区民等からの苦情、相談、情報提供を受け付ける。
- ・苦情・情報提供のあった施設の管理権原者等に対しては、区の依頼により委託事業者（アドバイザー※）が電話または訪問により啓発を行い、改善を促す。
- ・委託事業者の啓発によっても改善されない場合、区職員が指導・助言を行う。
- ・それでもなお改善されない場合は、改正法及び都条例に基づき、区職員が勧告・公表、命令、罰則の適用を検討、実施する。

※ アドバイザーは、屋内の喫煙専用室整備の技術的助言も行う。

#### 4 その他

- (1) 都条例に基づく令和2年4月以降の「既存小規模飲食店のうち従業員がいるもの」に対する指導・助言等の事務委譲については、現在都と協議中である。
- (2) 東京都から委譲された事務については、実績により事務処理特例交付金が交付されることとなる。
- (3) 令和2年度の東京都の受動喫煙防止対策促進事業補助金については、今後詳細が示される。

#### 5 今後の予定

令和2年1月	喫煙可能室設置届出書受理事務の開始
2月	都議会第1回定例会に事務処理特例条例案が提出される予定
4月	改正法及び都条例全面施行 受動喫煙防止対策相談窓口開設 めぐろ区報、ホームページによる周知

以 上

## 改正法・都条例の概要

## 1 規制に係る主な施設類型一覧

主な施設類型		主な規制内容	
		改正健康増進法	都条例
第一種施設	小学校、中学校、高等学校、 保育所、幼稚園など	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置不可←努力義務)
	行政機関、児童福祉施設、 医療機関、大学など	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)	
第二種施設	上記及び喫煙目的施設以外の施設 (飲食店、運動施設、事務所など)	原則、屋内禁煙 (屋内喫煙専用室設置可)	原則、屋内禁煙 (屋内喫煙専用室設置可)
		※飲食店のうち、 「中小企業又は個人経営」かつ 「客席面積 100 m <sup>2</sup> 以下」の場合、 標識掲示により喫煙可	※左記条件を満たす飲食店のうち、 「従業員がいない」場合、 標識掲示により喫煙可

## 2 施行日

	2019年 (※下記日程で段階的に施行)	2020年
改正健康増進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1/24～ 国・地方公共団体の責務、喫煙時の周囲への配慮義務</li> <li>● 7/ 1～ 第一種施設における敷地内禁煙 (屋外喫煙所設置可)</li> </ul>	4/ 1～ 全面施行
都条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1/ 1～ 都・都民・保護者の責務、喫煙時の周囲への配慮義務</li> <li>● 9/ 1～ 第一種施設のうち、学校等は屋外喫煙所設置不可 (努力義務) 第二種施設のうち、飲食店は喫煙環境に係る標識の掲示義務</li> </ul>	

## 3 改正法・都条例により課される主な義務 (令和2年4月1日～)

対象者	主な義務
すべての者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙禁止場所での喫煙禁止</li> <li>・紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止 など</li> </ul>
施設管理権原者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙場所等の標識掲示、技術的基準の遵守</li> <li>・喫煙禁止場所での灰皿等の設置不可</li> <li>・喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと</li> <li>・喫煙禁止場所での喫煙の中止や喫煙者の退出を求めること (努力義務)</li> <li>・立入検査の対応</li> <li>・必要書類の保存 など</li> </ul>

※ 義務違反等は、指導・助言、勧告・公表、命令、罰則の適用等の対象となる。

# 受動喫煙防止対策相談窓口 イメージ図

